

分野別運用方針(介護分野)の改正(案)に対する有識者会議構成員からの意見及び回答一覧①

第1回会議机上配付分

番号	項番	修正案	修正趣旨(御意見)	委員名	回答
1	全般	【修正案なし】	「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」中間とりまとめに沿った内容であり、異論ない。介護・看護業における人手不足は非常に深刻で、外国人材受入れのニーズは非常に大きい。日本人と同様に、訪問系サービスを含む多様な業務を経験し、キャリアアップに繋げることは、外国人材が日本で働き続ける魅力の向上にも資する。受入機関にハラスメント防止等の取組が求められるのは当然だが、個々の事業者に任せるだけでなく、業所管省庁・業界団体のより積極的な役割発揮が不可欠。	天下委員	外国人介護人材の訪問系サービスへの従事に関して、国においては、 - 外国人介護人材が受入事業所で働きながら、介護職員初任者研修を修了しやすくするための研修等の受講支援や取得支援の取組を促す、 - キャリアアップを目指す外国人介護人材が「国家試験に合格し、介護福祉士として活躍ができるよう、継続的な日本語の学習や資格取得に向けた受入事業者の取組等への支援を行う、 - JICWELSIに設置された母国語で対応できる相談窓口について、令和7年度からその体制をより強化し、外国人介護人材からの相談受付や必要な助言を行うための環境整備を進める、 - 国が作成している対応マニュアルや事業主が講ずべき具体的措置を紹介し、研修などで積極的な活用を促すこととしており、これらの事業や相談窓口等については、外国人介護人材の訪問系サービスへの従事の施行に際して、積極的な活用について周知を行ってまいります。
2	5(1)(2)	【修正案なし】	人材確保に向けて賛成する。	黒谷委員	今回の改正について、引き続き、関係者と連携しながら、制度の適正な運用に努めてまいります。
3		【修正案なし】	介護においては訪問系サービスへの従事、外食業分野においては、風営法の許可を受けた旅館、ホテルにおける就労を認める家となっているところ、これらの従事、及び就労範囲の拡大における受入れ見込数との関係はどのように考えればよいか、いずれも一定程度のニーズがある中での追加となることから、需給バランスに対して一定程度の影響を与えることが見込まれる。	是川委員	昨年3月に閣議決定された受入れ見込数については、今後の介護職員の必要数を算出し、生産性向上や国内人材確保の取組を行ってもなお不足すると見込まれる13.5万人を上限として設定しており、この人数は、訪問系サービスを除かない、介護サービス全体としての必要数を算出したものであることから、現在の受入れ見込数の見直しを行う必要はないものと考えていますが、今後の受入れ人数の推移など、状況を注視してまいります。
4	5(2)	【修正案なし】	特定技能外国人へのハラスメントを未然に防ぐ目的から、訪問介護がこれまで認められていなかったという背景があると考えている。業界団体等からの訪問系サービスへの従事を可能とする法改正の要望や「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」での議論をもとに、今回の改正に至ったことはわかるが、特定技能外国人がもしトラブルに遭遇した場合に、その事実を早期に発見するための日常的なコミュニケーションや相談体制の構築、その後の特定技能外国人への配慮や柔軟な訪問先変更といった対応がこれまでに以上に重要であるとする。	佐久間委員	外国人介護人材が訪問系サービスに従事するにあたっては、受入事業者に対して - ハラスメント防止のために、対応マニュアルの作成や管理者等の役割の明確化、ハラスメントが発生した場合のルール整備、利用者や家族等に対する周知、ハラスメントが実際に起こった場合の当該ルールの実行、外国人介護人材が相談できる窓口を整備すること - 利用者等とのコミュニケーション(傾聴、受容、共感などのコミュニケーションスキルを含む)、緊急時の対応等の研修を実施すること、 - 一定期間、サービス提供責任者等が同行するなどにより必要なOJTを行うこと、 - 外国人介護人材の負担軽減や訪問先での不測の事態に適切に対応できるようにする観点から、コミュニケーションアプリの導入や日常生活や介護現場での困りごと等が相談できるような体制整備など、ICTの活用等も含めた環境整備を行うこと について遵守を求め、適切に履行できる体制・計画等を有することを条件として従事を認めることとしています。 また、外国人介護人材の訪問先の選定に当たっては、利用者の健康状態・ADL・認知症の日常生活自立度・居住環境等といった利用者の状態像や周辺環境、利用者や家族の意向、外国人介護人材のコミュニケーション能力や介護の技術の状況・意向等を踏まえ、サービス提供責任者や事業者等が総合的に判断すべきであり、あわせて、外国人介護人材の訪問に際しては、受入事業者から利用者・家族に対して丁寧な説明を行うことなど、適切な配慮を求めることとしています。 国においても、 - JICWELSIに設置された母国語で対応できる相談窓口について、令和7年度からその体制をより強化し、外国人介護人材からの相談受付や必要な助言を行うための環境整備を進め、 - 国が作成している対応マニュアルや事業主が講ずべき具体的措置を紹介し、研修などで積極的な活用を促すこととし、さらに、上記遵守事項については、巡回訪問等実施機関による巡回訪問等を通じて遵守状況を確認してまいります。
5	5(2)カ②	【修正案なし】	「一定期間、責任者等が同行する等により」とありますが、この期間は施設が決められるのでしょうか。介護職員初任者研修を修了して介護施設に勤務を始めた外国人依頼者(定住者)や、特定技能1号で介護施設に勤務を始めた外国人依頼者など、継続的に接している方がいますが、彼らが短期間のうちに1対1で訪問先で介護にあたる様子は想像ができません。介護する側・される側双方のリスクを避けるために、特に介護現場での実務経験が浅い人については、基本的に2名以上での訪問を義務付けたほうが良いと思います。	富田委員	御指摘を踏まえ、訪問系サービスに従事する外国人介護人材については、実務経験等を有することとし、その点を分野別運用方針に記載することとします(詳細は別紙のとおり)。
6	5(2)カ④	【修正案なし】	実際にハラスメントが起こった場合に、社内のハラスメント窓口がどの程度機能しているでしょうか。我々が相談を受けるケースが社内で解決していないものばかりという側面があるかもしれませんが、ハラスメントを受けたという外国人労働者に社内の窓口のことを尋ねても、知らないことがほとんどです。人事部門・担当に伝えて対応をお願いしてみたが駄目だったというケースがあるくらいです。さらに、ここというハラスメントは、人事権の機能する上司等からのハラスメントではなく、周囲の目の届かない「訪問介護」という特殊な現場で、顧客によるハラスメントという特殊性があります。1号特定技能外国人が、このような状況でハラスメントにさらされることを“防止”するために社内ハラスメント窓口が機能するのか疑問です。リスクが高く、ハラスメント被害の深刻さを考えれば、より実効性のある防止措置を具体的に定める必要があると思います。	富田委員	ハラスメント対応については、受入事業者に対して、ハラスメント防止のために、対応マニュアルの作成や管理者等の役割の明確化、ハラスメントが発生した場合のルール整備、利用者や家族等に対する周知、ハラスメントが実際に起こった場合の当該ルールの実行、外国人介護人材が相談できる窓口の整備を求めることとしています。 国においても、 - JICWELSIに設置された母国語で対応できる相談窓口について、令和7年度からその体制をより強化し、外国人介護人材からの相談受付や必要な助言を行うための環境整備を進め、 - 相談窓口の周知をはかるとともに、相談内容やその対応結果を分析し、相談窓口の質の向上を行い、 - 国が作成している対応マニュアルや事業主が講ずべき具体的措置を紹介し、研修などで積極的な活用を促すこととしており、さらに、上記遵守事項については、巡回訪問等実施機関による巡回訪問等を通じて遵守状況を確認することとしています。

※オレンジ色のハイライトは会議資料2－3に反映している御意見

分分野別運用方針(介護分野)の改正(案)に対する有識者会議構成員からの意見及び回答一覧①

第 1 回会議机上配付分

番号	項番	修正案	修正趣旨(御意見)	委員名	回答
7		意見を踏まえ検討いただきたい	訪問介護では施設介護より高い能力が求められることから、分分野別方針において訪問介護の固有要件を明示すべきであり、少なくとも以下のような要件が必要である。 1. 日本語要件の厳格化(基準としてN2相当) 2. 日本の介護施設での就労経験(1年以上)と半年程度の同行支援の義務化 3. 事業者の判断に委ねるのではなく、国の基準として以下の場合は「訪問介護」の対象としないことの明示 (1) 認知症を含め意思の疎通が難しい場合など (2) 生活習慣・食生活の違いや金銭トラブルを未然に防ぐ観点から「調理」、「買い物代行」、「薬の受取り」など 4. 外国人が介護することに関する利用者及びその家族の同意(配慮でなく義務化) 5. 外国人労働者を速やかに保護する観点から、緊急時に対応できる体制整備の必須化	富高委員	御指摘を踏まえ、訪問系サービスに従事する外国人介護人材については、実務経験等を有することとし、その点を分分野別運用方針に記載することとします(詳細は別紙のとおり)。 また、外国人介護人材が利用者の居宅に訪問して介護業務を行う可能性がある場合には、当該利用者やその家族に対し、 ・ 外国人介護人材が訪問する場合があること、 ・ ICT機器を使用しながら業務を行う場合があること、 ・ 外国人介護人材の業務従事にあたって、不安なことがある場合に利用者又は家族から連絡するための事業所連絡先 などについて書面を交付して説明し、利用者又はその家族に当該書面に署名をしてもらうこととします。 加えて、受入事業者に求める環境整備として、外国人介護人材の負担軽減や訪問先での不測の事態に適切に対応できるようにする観点から、コミュニケーションアプリの導入や日常生活や介護現場での困りごと等が相談できるような体制整備など、ICTの活用等も含めた環境整備を行うことを求めています。その具体的内容として、緊急時の連絡先や対応フローなどをまとめたマニュアルの作成、緊急時を想定した研修の実施、緊急時に他の職員が駆けつけられる体制の確保、職員全員で情報共有する仕組みの整備の4つの対応全ての実施を求めるとします。 外国人介護人材の訪問先の選定に当たっては、利用者の健康状態・ADL・認知症の日常生活自立度・居住環境等といった利用者の状態像や周辺環境、利用者や家族の意向、外国人介護人材のコミュニケーション能力や介護の技術の状況・意向等を踏まえ、サービス提供責任者や事業者等が総合的に判断すべきであり、あわせて、外国人介護人材の訪問に際しては、受入事業者から利用者・家族に対して丁寧な説明を行うことなど、適切な配慮を求めるとしています。
8		意見を踏まえ検討いただきたい	なお、現在、技能実習制度における訪問介護の追加については「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」において議論がなされていることから、その内容を踏まえて特定技能制度における受入れの要件を検討すべきである。	富高委員	上記内容を含め、「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」での議論を踏まえた適切な対応をしてまいります。
9	5(2)カ	【修正案なし】	資料「特定技能制度に係る既存の分分野別運用方針の改正について(案)」の中で示されている、「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」中間まとめ概要では、訪問介護を認める条件とは別項目で、訪問入浴介護に関して、さらなる条件を付けています。しかし、今回の運用方針の改正では、訪問入浴介護に関する条件については示されていません。訪問入浴介護については、今回の改正では認めないという考えでよろしいでしょうか。それとも、5(2)カで示されている事項が遵守されていれば、認めるという考えでよろしいでしょうか。 訪問入浴介護を認める場合、中間まとめ概要の条件を付すことも検討したらいかがでしょうか。	花山委員	訪問入浴介護については、複数人でサービス提供をする特性を踏まえ、5(2)カで示されている事項の遵守を求めるものではなく、受入事業者において適切な指導体制等を確保した上で、職場内で必要な研修を実施いただくこととなりますが、これらの内容については施行に際しての通知においてお示ししてまいります。
10	3	「介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験等に合格等した者又は介護分野の第2号技能実習を修了した者とする。」 「介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験等(基本方針第三の1(2)の定める、相当程度の知識又は経験等を要する技能の水準を判定するもの)に合格等した者又は介護分野の第2号技能実習を修了した者とする。」	特定技能1号に求められる技能は、基本方針第三の1(2)において、「相当程度の知識又は経験等を要する技能」、すなわち、「相当期間の実務経験等を要する技能であって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準のもの」であり、その技能評価試験も、外国人がこの水準に達していることを確認する内容のものであることが当然に求められることになるが、現在の文言では、試験がどのような水準であることを要するかが明記されていないため、いかなる内容の試験でも合格すれば水準を満たすものと誤解されるおそれがある。	山川委員	今回の改正は介護・工業製品製造業・外食業の3分野のみを対象としているところ、御指摘の記載は当該3分野のみに限らず、他の分野にも同様の記載があるため、分野横断的に検討を行う必要があると考えております。 したがって、御指摘の点については、現在御議論いただいている新たな基本方針に基づき全分野の分分野別運用方針を定める際に検討させていただくため、今回の改正では原案のとおりとさせていただきます。

分野別運用方針(工業製品製造業分野)の改正(案)に対する有識者会議構成員からの意見及び回答一覧①

第1回会議机上配付分

番号	項番	修正案	修正趣旨(御意見)	委員名	回答
1	全般	【修正案なし】	内容について概ね異論ない。事業者にとっては新たな負担が生じることであるので、業界を挙げての適切かつ円滑な外国人人材の受入れに向けた取組の重要性を丁寧に説明し、理解を得られるよう努めていただきたい。	大下委員	御指摘を踏まえながら、特定技能所属機関、業界団体等の御理解を得られるよう、丁寧に説明を進めてまいります。
2	5(2)イ①	【修正案なし】	生産性向上・国内人材確保のための取組実施が特定技能受入れの要件となっていることは承知しているが、賃上げを団体の加入要件とすることは適当ではなく、また現実的でもない。国や自治体の支援策等を紹介するなど、団体の取組として、自治体や他の支援機関等と連携し、加入事業所の賃上げや生産性向上を後押しすることが重要。	大下委員	御指摘や特定技能制度の趣旨を踏まえ、賃上げ要件も含め、生産性向上・国内人材確保のための取組実施の具体的な条件を、特定技能所属機関の負担にも留意しながら検討してまいります。
3	5(2)	【修正案なし】	人材確保に向けて賛成する。	黒谷委員	今回の改正について、引き続き、関係者と連携しながら、制度の適正な運用に努めてまいります。
4	5(2)	【修正案なし】	新設される民間団体は、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会へと加入し、これまで当該協議会への加入が義務付けられていた特定技能所属機関は、新設される民間団体へ加入することを通じて間接的に協議会へ加入していることとなる。しかし、わざわざ新設される民間団体をはさむのではなく、新設される民間団体自体を製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会とした方がわかりやすいのではないか。 また、特定技能所属機関に新たに課される条件として、生産性向上の取組を行っていること、として賃上げ等の取組を行っているかが求められる。中小企業や零細企業にとっては、対応が難しく協議会に所属できない、所属しても除名されてしまう企業も多いのではないか。	佐久間委員	製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会は、国が主宰者として強く関わりつつ、産業ごとの実態を踏まえながら特定技能所属機関への要件等のルールづくり等を行う場であることから、今般の民間団体とは別途、引き続き関係省庁等が主体となって設置することが適切です。 御指摘や特定技能制度の趣旨を踏まえ、賃上げも含め、生産性向上・国内人材確保のための取組実施の具体的な条件を、特定技能所属機関の負担にも留意しながら検討してまいります。
5	5(2)	【修正案なし】	民間団体を活用し、そこに育成就労については育成就労実施者や監理支援機関、特定技能については、登録支援機関も入るのが、各分野においてバラバラである。 各分野で異なり、制度がわかりにくいことから、有識者会議の協議会を設けるように依頼したのである。すべての分野が同じような体制を組むよう、再度、各分野では協議してほしい。	佐久間委員	分野別協議会は、各分野における関係者の連携の緊密化、制度趣旨や情報の周知、法令遵守の啓発、地域ごとの人手不足状況の把握等を行うことを目的として、当該分野を所管する省庁、その分野に属する受入れ機関等を構成員として組織するものです。 受入れ対象分野(特定産業分野及び育成就労産業分野)における外国人の受入れの実情や課題等は様々である想定されるところ、分野別協議会の設置趣旨及び各協議会を有効に機能させる観点から、その体制等については、分野横断的に画一化するよりも、当該分野に特有の事情を踏まえ、分野ごとに適切な構成員等をもって運営することとする方が有効かつ適切であると考えていますが、御指摘の内容を関係省庁にも共有させていただいた上で、可能な限り分かりやすい運用となるよう、関係省庁とともに適切に検討してまいります。
6	5(2)ア	【修正案なし】	①民間団体を設けることにより、行政に対して実情・課題・意見が伝わりにくくなること、②会費を受け取っている民間団体が、その支払元である所属機関・業界団体の意向をくむばかりになることが懸念されます。また、広い分野の所属機関・業界団体にとのような民間団体なら機能するのかわかりません。民間団体を設けることが既定路線なのであれば、それを中止すべきとまでは申しませんが、民間団体ができて、行政が責任を持って主体的な関わりを続け、民間団体とともに課題に対処することのできる体制を希望します。	富田委員	御指摘を踏まえ、民間団体の設置後も国が責任を持って制度運営に携わり、民間団体とともに課題に対処する仕組みを検討してまいります。具体的には、今般の民間団体の設置、事業の実施に当たっては、建設分野での前例を踏まえつつ、①経済産業省が行う調査等への協力を特定技能所属機関に条件付けつつ、民間団体を製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会のメンバーとしし会合が行う調査等への協力と求めるとともに、②経済産業省による民間団体の報告徴収・指導を含め、経済産業大臣による特定技能外国人材受入事業実施法人の登録制度を経済産業省告示で導入することで、経済産業省が民間団体をガバナンスする仕組みを検討しています。
7		意見を踏まえ検討いただきたい	新たに創設される民間団体には中立性と透明性が求められることは言うまでもなく、民間団体において把握した課題や問題事案について業所管省庁に連携し、監督指導に繋げる仕組みにすることや、民間団体の活動実績などの情報公開が不可欠である。そのうえで、現場の課題などがより反映されるようにする観点からは建設分野のJACを参考に、労働組合などの参画も検討すべきである。	富高委員	今般の民間団体の設置、事業の実施に当たっては、建設分野での前例を踏まえつつ、経済産業大臣による特定技能外国人材受入事業実施法人の登録制度等の導入により、経済産業省・関係省庁が民間団体、特定技能所属機関をガバナンスする仕組みを検討しています。 民間団体への労働組合等の参画についても、御指摘を踏まえながら検討してまいります。
8		意見を踏まえ検討いただきたい	工業製品製造業分野の「繊維業」については、技能実習制度における法令違反の多さなどを背景に、人権基準や月給制などの上乗せ要件が設けられる。こうした取組が民間団体が新設されたことで後退することが無いよう、むしろこうした取り組みを他業種にも広げる方向で検討すべきである。	富高委員	各産業における上乗せ要件の必要性については、法令違反の多寡等の各産業の実態に即した検討、措置が重要です。なお、今般の工業製品製造業分野における分野別運用方針の改正案では、幅広い産業分野での就労環境の改善にも資する内容として、賃上げを念頭に置きつつ、生産性向上・国内人材確保のための取組を特定技能所属機関に条件付ける方針をお示ししています。
9		意見を踏まえ検討いただきたい	新設する民間団体が役割を発揮し、業界の自浄作用を高めるためには、特定技能所属機関に対しより高い水準の加盟条件を付すべきである。資料には賃上げとの記載はあるが、月給制を含めた適正な処遇を確保するための仕組み、労働安全衛生教育支援や日本語教育の支援実施などの条件を付すことや人権基準を設けるべきである。 加えて、業界全体の底上げに繋げる観点からは、民間団体による特定技能所属機関に対する指導等の実施や、その指導に応じない、あるいは指導しても改善が見られない場合には、団体からの除名を行うことについて、民間団体の規約などに明記することが必要である。	富高委員	御指摘も踏まえつつ、関係法令等も踏まえながら、各産業の実態に即した特定技能所属機関の民間団体への加入要件を検討してまいります。 民間団体からの特定技能所属機関の除名については、建設分野での前例を踏まえつつ、今般の工業製品製造業分野における分野別運用方針の改正案で言及している共同ルール等でその内容を明記することを検討してまいります。
10	5(2)イ②	特定技能外国人の受入れに関するアの団体	5(2)アでは、「外国人」ではなく、「特定技能外国人」という語を用いています。単に「外国人」ではなく、どのような立場の「外国人」であるかを明確にした方がよいと思います。	花山委員	御指摘のとおり修正させていただきます。
11	3	「製造業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者…とする。」 ↓ 「製造業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験(1号特定技能の場合は基本方針第三の1(2)の定める、相当程度の知識又は経験等を要する技能、2号特定技能の場合は同2(2)の定める熟練した技能の水準を判定するもの)に合格した者…とする。」	特定技能1号に求められる技能は、基本方針第三の1(2)において、「相当程度の知識又は経験等を要する技能」、すなわち、「相当期間の実務経験等を要する技能であって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準のもの」、同2号に求められる技能は、同2(2)において「熟練した技能」と定められており、それぞれの技能評価試験も、外国人がこれらの水準に達していることを確認する内容のものであることが当然に求められることになるが、現在の文書では、試験がどのような水準であることを要するかが明記されていないため、いかなる内容の試験でも合格すれば水準を満たすものと誤解されるおそれがある。	山川委員	今回の改正は介護・工業製品製造業・外食業の3分野のみを対象としているところ、御指摘の記載は当該3分野のみに限らず、他の分野にも同様の記載があるため、分野横断的に検討を行う必要があると考えております。 したがって、御指摘の点については、現在御議論いただいている新たな基本方針に基づき全分野の分野別運用方針を定める際に検討させていただきます。今回の改正では原案のとおりとさせていただきます。
12	5(2)	「・海外の現地機関との調整、試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施等」 ↓ 「・海外の現地機関との調整、試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施(試験問題の作成を除く)」等」など	現在の技能評価試験は、経済産業省の委託事業として、60名を超える専門家と調整の上で各分野の試験問題の作成を行っているとのことであるが、新設される民間団体において、学習教材の作成やセミナーの実施、書類申請に係る相談対応などの事業者支援、あるいは試験実施の事務作業を行うものとするは妥当であるが、事業者や事業者団体からの会費により、試験問題まで作成するとした場合には、その適切さが担保される十分な措置が講じられない限り、人手不足への対応の必要性のみが重視され、基本方針により求められる技能水準の判定という役割が軽視されるおそれなしとしない。	山川委員	今般の民間団体の設置、事業の実施に当たっては、建設分野での前例を踏まえつつ、経済産業大臣による特定技能外国人材受入事業実施法人の登録制度を経済産業省告示で導入することで、経済産業省が民間団体による適正な特定技能評価試験の実施を行うようガバナンスする仕組みを検討しています。具体的には、事業を的確に遂行するために必要な体制の有無を登録前に確認し、登録を受けた者に対する報告徴収・指導を経済産業省が行えるようにする仕組み等を設ける方向で検討しているところです。御指摘も踏まえながら、試験問題の作成を含めた特定技能評価試験の実施を担う民間団体の在り方を検討してまいります。

※オレンジ色のハイライトは会議資料2－3に反映している御意見

分野別運用方針(工業製品製造業分野)の改正(案)に対する有識者会議構成員からの意見及び回答一覧①

第 1 回会議机上配付分

番号	項番	修文案	修正趣旨(御意見)	委員名	回答
13	5(2)	【修文案なし】	5(2)アの取組は、いずれの事項も、事柄の性質上、必ずしも「事業者や業界団体が加入する民間団体」でなければ実施できないものではないと考えられる。 特に繊維工業については、上乗せ要件で、「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」が課せられているところ、この要件を満たすために、所定のリストに掲載されている監査・認証のいずれかを取得していることが求められており、この取得に多額の費用がかかっている。そうした費用に加えて、「事業者や業界団体が加入する民間団体」への会費も支払わなければならないことになると、事業者にとってかなりの経済的負担となり、特定技能外国人への賃金に転嫁されたり、特定技能外国人の受入れの阻害要因となったりする可能性がある。 当該団体が徴収する会費の額に見合い、事業者のニーズに即した充実した役務を提供できるものであるかが厳しく吟味されるべきである。	山脇委員	御指摘を踏まえ、会費の額に見合い、特定技能所属機関のニーズに即した民間団体の運営がなされるよう、検討を進めてまいります。

分野別運用方針(外食業分野)の改正(案)に対する有識者会議構成員からの意見及び回答一覧①

第1回会議机上配付分

番号	項番	修正案	修正趣旨(御意見)	委員名	回答
1	全般	【修正案なし】	改正内容に概ね異論ない。宿泊・飲食業における人手不足は非常に深刻であり、外国人材受入れのニーズは非常に大きい。受入機関において、従事が認められない業務(接待)に外国人材に従事させることがないよう徹底することは当然だが、個々の事業者に任せるだけでなく、業所管省庁・業界団体のより積極的な役割発揮が不可欠。	大下委員	今回の改正に伴い、制度が悪用され「接待」をさせることのないよう、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を提供するとともに、法令順守の啓発を行うことを目的に、当省が設置・運営している食品産業特定技能協議会において、次のような体制強化を検討しているところです。 ①風営法の許可を受けた旅館・ホテル(受入れ機関)の入会に当たり、「接待」をさせないことの誓約書の提出や業務内容の精査 ②旅館・ホテルの業界団体に対して、当該団体の会員に対する法令順守の啓発や人権上の問題への対応などを実施させるよう徹底させる ③各種法令・誓約内容に違反が認められた場合の迅速な除名・公表 ④特定技能外国人からの相談体制の整備 引き続き、特定技能外国人の安全な労働環境の確保のため、関係者と連携しながら、制度の適正な運用に努めてまいります。
2	5(2)	【修正案なし】	人材確保に向けて賛成する。	黒谷委員	今回の改正について、引き続き、関係者と連携しながら、制度の適正な運用に努めてまいります。
3	5(2)	【修正案なし】	新たに就労が認められる風営法の許可を受けている旅館・ホテルでの業務の従事について、場の雰囲気等でし崩し的に特定技能外国人が接待を行うことのないよう厳格に運用していただきたい。	佐久間委員	今回の改正に伴い、制度が悪用され「接待」をさせることのないよう、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を提供するとともに、法令順守の啓発を行うことを目的に、当省が設置・運営している食品産業特定技能協議会において、次のような体制強化を検討しているところです。 ①風営法の許可を受けた旅館・ホテル(受入れ機関)の入会に当たり、「接待」をさせないことの誓約書の提出や業務内容の精査 ②旅館・ホテルの業界団体に対して、当該団体の会員に対する法令順守の啓発や人権上の問題への対応などを実施させるよう徹底させる ③各種法令・誓約内容に違反が認められた場合の迅速な除名・公表 ④特定技能外国人からの相談体制の整備 引き続き、特定技能外国人の安全な労働環境の確保のため、関係者と連携しながら、制度の適正な運用に努めてまいります。
4	5(2)	【修正案なし】	業界団体から要望のあった風営法の許可および旅館業法の許可を受けている事業者がどの程度存在しているのか、具体数を把握した方が良いのではないか。	佐久間委員	旅館業法の許可を受けている旅館・ホテルは約5万1千施設です。 そのうち、正確な統計数値はありませんが、団体からの聞き取りによると、風営法の許可を受けている旅館・ホテルは、半数弱と認識しているとのこと。
5	5(2)ア	【修正案なし】	もう一度、「外食業」を風営法の適用のあるホテル等に広げる必要性について検討していただきたく、お願いいたします。 特定技能「宿泊」でも、「フロント」「接客」に加え、「レストランサービス業務(配膳・片付け、料理の下ごしらえ、盛り付け等の業務等)」が可能となっています(宿泊分野に関する運用方針)。ホテル内の宴会場等で配膳する外国人が、セクハラなどにあった場合、ホテルのフロント業務なども行っていて、そこにいる人に助けを求められればまだしも、ホテル内の「外食業」の業務のみで勤務の方が有効に助けを求めることは難しいように思います。 特定技能「外食業」の方を、無理にホテル等で雇用するより、「宿泊」の外国人の増加をすることでの解決は難しいのでしょうか。	富田委員	「宿泊分野における特定技能外国人が従事できる「レストランサービス業務」」には注文への対応、配膳、料理の盛り付け等の業務が含まれていますが、調理は含まれていません。一方、「外食業分野」における特定技能外国人が従事できる「飲食物調理」業務には調理が含まれています。このように「宿泊分野」と「外食業分野」で必要な技能は異なるものであるため、旅館・ホテルにおいて、特定技能外国人に調理を行わせるためには、「宿泊分野」ではなく、「外食業分野」で受入れを行う必要があります。 旅館・ホテルにおいては、調理従事者の人手不足が深刻であり、厨房での人手不足解消のため、外食業分野の特定技能外国人を積極的に受け入れることにより、今後も増加すると見込まれているインバウンド需要を支えることが可能となります。 今般、新たに特定技能で働く外国人労働者の受入れを拡大するにあたって、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を提供するとともに、法令順守の啓発を行うことを目的に、当省が設置・運営している食品産業特定技能協議会において、次のような体制強化を行い、運用要領別冊をはじめ関係通知類に規定し、実施を徹底してまいります。 ①風営法の許可を受けた旅館・ホテル(受入れ機関)の入会に当たり、「接待」をさせないことの誓約書の提出や業務内容の精査 ②旅館・ホテルの業界団体に対して、当該団体の会員に対する法令順守の啓発や人権上の問題への対応等を徹底するよう指導 ③各種法令・誓約内容に違反が認められた場合の迅速な除名・公表 また、「接待」に従事させた事実が明らかになった場合は協議会からの除名・公表を行い、以降、特定技能外国人の受入れを認めないこととします。 ④特定技能外国人からの相談体制及び(相談があった場合に)適切に対応するための仕組み作り また、「接待」に従事することを未然防止するということは重要であることから、協議会に参画する特定技能所屬機関に対する定期的な指導を行います。 さらに、特定技能外国人による「接客」が「接待」に該当しないよう現場において適切に対応するため、業界団体と連携し、特定技能外国人が理解可能な現場での対応マニュアルの作成やどのような場合が「接待」に当たるのか分かりやすく解説したQ&Aの作成、特定技能外国人向けの相談体制の整備など、安全な労働環境の確保に向け、周知・徹底を図ってまいります。

※オレンジ色のハイライトは会議資料2－3に反映している御意見

分野別運用方針(外食業分野)の改正(案)に対する有識者会議構成員からの意見及び回答一覧①

第 1 回会議机上配付分

番号	項番	修正案	修正趣旨(御意見)	委員名	回答
6		意見を踏まえ検討いただきたい	旅館の飲食部門において人手不足とのことだが、「宿泊分野」の特定技能外国人が従事する主な業務として「接客」と「レストランサービス業務」が含まれていることを踏まえれば、宿泊施設の飲食部門において、どのような業務を担う労働者がどの程度不足しているかについて、さらなるデータが必要である。そもそも、現在の「外食業分野」の特定技能の枠組みのまま旅館などで受入れを進めること自体に問題があるのではないか。	富高委員	データとしては、インバウンド需要が急速に回復している中(対2019年同月比で、3月は+11.7%、11月は+30.5%)、宿泊施設や飲食店の飲食物調理従事者の新規求人数は、昨年3月時点で44,234人、直近の10月時点で49,553人と12%(+5,319人)増加する一方、有効求人倍率についても3月時点の2.80から10月時点は2.83と0.03ポイント増えている状況にあり、求人数を充足するまでには至らない状況となっています。 また、宿泊分野に係る職業の有効求人倍率(令和4年度)は全国で 4.69 倍と高く、また、「宿泊業、飲食サービス業」の欠員率(令和4年6月末日現在)は全国 で 3.8%となっており、宿泊分野では、現時点で既に2万人程度の人手不足が生じているものと推計されています。 さらに、業界団体による旅館・ホテルを対象にした調査によると ・ 人手不足を感じている宿泊施設は約80%。 ・ 人手不足を感じる職種は「レストランサービス・接客係(79.0%)」が最も多く、「調理(73.4%)」が2番目に多い。 〔 出典：全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会・株式会社ダイブ「宿泊業界における特定技能制度の活用状況調査(2024年10月)」 〕 旅館・ホテルにおける飲食部門の人手不足の状況については、今後、業界団体にさらに賃金の引上げ状況などのデータも含め詳細を把握・公表するよう求め、業所管省庁として、精査してまいります。 なお、宿泊分野の「レストランサービス業務」と外食業分野の「飲食物調理」の技能は異なるものであり、それを宿泊分野の技能に追加することは適当とはいえないことから、旅館・ホテルにおける飲食物調理の業務は外食業分野で就労させているところです。
7		意見を踏まえ検討いただきたい	風営法の許可を受けた旅館等において、宿泊分野による特定技能の受入れに問題が生じた事例がないとのことだが、分野別協議会や業所管省庁として、どのような調査を実施したのかが不明である。また、宿泊分野で接客を担った労働者から、相談をどのように受付けているのかについて何も示されていない。なお、新たに特定技能で働く外国人労働者の受入れ拡大をする以上、業所管省庁として外国人労働者への対応のための体制整備・予算確保し、一定期間の実績を経たら緩和について検討すべきである。	富高委員	宿泊分野の業所管官庁である観光庁においては、今回要望があった団体を含む業界団体等を構成員とする宿泊分野特定技能協議会を設け、定期的に協議会を開催するとともに、業界団体から聞き取りを行うことにより実態把握を行っているとお知らせしています。 今般、新たに特定技能で働く外国人労働者の受入れを拡大するにあたって、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を提供するとともに、法令順守の啓発を行うことを目的に、当省が設置・運営している食品産業特定技能協議会において、次のような体制強化を検討しています。 ①風営法の許可を受けた旅館・ホテル(受入れ機関)の入会に当たり、「接待」をさせないことの誓約書の提出や業務内容の精査 ②旅館・ホテルの業界団体に対して、当該団体の会員に対する法令順守の啓発や人権上の問題への対応等を徹底するよう指導 ③各種法令・誓約内容に違反が認められた場合の迅速な除名・公表 ④特定技能外国人からの相談体制及び(相談があった場合に)適切に対応するための仕組み作り また、現行ある外食業分野で外国人が働きやすい環境整備等のための優良事例の周知、受け入れ体制整備等の予算については、引き続き確保に努めてまいります。
8		意見を踏まえ検討いただきたい	旅館の飲食での接客において、「接客」と「接待」をどのように区分けしているのかが不明確である。また、仮に旅館の利用客から特定技能で就労する外国人が「接待」に近い対応を求められた際に、どのように断るのかも不明確であり、安易に緩和を認めることは問題である。	富高委員	外食業分野の「接客」とは、席への案内、注文伺い、配膳、下膳、客席のセッティング等と運用要領別冊で規定されており、旅館の飲食物提供の場における「接客」についても同様であるところ、一方で「接待」とは、風営法第2条第3項において、「歓笑的雰囲気を感じ出す方法により客をもてなすこと」と定義されており、具体的には営業庁の通知において、例えば、芸者やコンパニオンが、以下のような行為を行うことがそれにあたるとされています。 ○談笑・お酌等：特定少数の客の近くにはべり、継続して、談笑の相手となったり、酒等の飲食物を提供したりする行為。 ○ショー等：特定少数の客に対して、専らその客の用に供して供している客室又は客室内の区画された場所において、ショー、歌舞音曲等を見せ、又は聴かせる行為。 ○歌唱等：特定少数の客の近くにはべり、その客に対し歌うことを勧奨し、若しくはその客の歌に手拍子をとる、拍手をし、若しくは褒めはやす行為又は客と一緒に歌う行為。 また、「接待」に従事することを未然防止するということは重要であることから、協議会に参画する特定技能所属機関に対する定期的な指導を行い、「接待」に従事させた事実が明らかになった場合は協議会からの除名・公表を行い、以降、特定技能外国人の受入れを認めないこととします。また、特定技能外国人による「接客」が「接待」に該当しないよう現場において適切に対応するため、業界団体と連携し、特定技能外国人が理解可能な現場での対応マニュアルの作成やどのような場合が「接待」に当たるか分かりやすく解説したQ&Aの作成、特定技能外国人向けの相談体制の整備など、安全な労働環境の確保に向け、周知・徹底を図ってまいります。

分野別運用方針(外食業分野)の改正(案)に対する有識者会議構成員からの意見及び回答一覧①

第1回会議机上配付分

番号	項番	修正案	修正趣旨(御意見)	委員名	回答
9	3	「外食業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者・・・とする。」 ↓ 「外食業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験(1号特定技能の場合は基本方針第三の1(2)の定める、相当程度の知識又は経験等を要する技能、2号特定技能の場合は同2(2)の定める熟練した技能の水準を判定するもの)に合格した者・・・とする。」	特定技能1号に求められる技能は、基本方針第三の1(2)において、「相当程度の知識又は経験等を要する技能」、すなわち、「相当期間の実務経験等を要する技能であって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準のもの」、同2号に求められる技能は、同2(2)において「熟練した技能」と定められており、それぞれの技能評価試験も、外国人がこれらの水準に達していることを確認する内容のものであることが当然に求められることになるが、現在の文言では、試験がどのような水準であることを要するかが明記されていないため、いかなる内容の試験でも合格すれば技能の水準を満たすものと誤解されるおそれがある。	山川委員	今回の改正は介護・工業製品製造業・外食業の3分野のみを対象としているところ、御指摘の記載は当該3分野のみに限らず、他の分野にも同様の記載があるため、分野横断的に検討を行う必要があると考えております。 したがって、御指摘の点については、現在御議論いただいている新たな基本方針に基づき全分野の分野別運用方針を定める際に検討させていただくため、今回の改正では原案のとおりとさせていただきます。
10	5(2)ア	ただし、旅館・ホテル営業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。)の形態で旅館業を営み、かつ、同法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けている 特定技能所屬機関が、風俗営業の用に供する施設として特定された場所以外において飲食物調理、店舗管理又は店舗経営を行わせる 場合はこの限りでない。	5(2)ア、ウによれば、旅館・ホテル営業の形態で旅館業を営み、かつ、旅館・ホテル営業の許可を受けている場合は、風俗営業を営む営業所において「接客」を含む就労(接客、飲食物調理、店舗管理)を行わせることが可能となる一方で、風営法上の「接待」(飲笑的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと)を行わせることは認められないこととなる。 「接客」と「接待」の区別は、微妙・曖昧である。一部の旅館等では、宴会場等において、「コンパニオン」と称する者等による性的、扇情的な要素を含む接待行為等が行われている実情にあり、必ずしも風営法や売春防止法等の関係法令による取り締まりが行き届いていない面もある。脆弱的立場にある 特定技能外国人に「接客」の名のもとで「接待」を行わせる事態(最悪の場合は人身売買的な事態)が生じる懸念を否定しきれない。制度を悪用・濫用する者が必ず出てくることを前提に制度設計及び運用を行うべきである (なお、資格外活動許可を受けた留学生によるアルバイト、ワーキングホリデー、本邦大学等卒業生(特定活動告示46号)、日系4世、外国人起業家活動促進事業(特定活動告示43号)、未来創造人材(J-Find)(特定活動告示51号)等については、健全で安全な就労環境を確保する等の観点から、風俗営業が営まれている営業所における就労は一切禁じられており、入管法は、風俗営業が営まれている営業所における外国人の就労に対して警戒し、消極的である。)) 従って、分野別運用方針の改正を行うのであれば、 左記の修正案(警察庁「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について(通達)」(参照)に加え、現行技能実習制度並みに、特定技能所屬機関に対しては3年に1度(登録支援機関に支援を全部委託していない自社支援の場合は1年に1度)の頻度で、登録支援機関に対しては1年に1度の頻度で入管庁による実地調査(巡回指導)を実施に行うこととするなどにより、上記のような事態が生じていないかを含め法令遵守状況を継続的に確認する必要があると考えられる。	山脇委員	旅館・ホテルにおいて、風俗営業の用に供する施設として場所を特定することについては、旅館・ホテル全体を対象として許可が行われる場合もあることから、一律に場所を特定することは困難です。 かつ、今回の業界団体の要請は、昨今の深刻な人手不足の中、旅館・ホテル業界における飲食提供全般に従事する人材の確保が急務となっている現状に起因するものですが、その他にも、宴会場への配膳担当等も不足している状況にあるため、原案のとおりとさせていただきます。 また、外食業分野の「接客」は、席への案内、注文伺い、配膳、下膳、客席のセッティング等と運用要領別冊で規定されており、旅館の飲食物提供の場における「接客」についても、他の飲食物提供の場と同様に、席への案内、注文伺い、配膳、下膳、客席のセッティング等とされています。 他方で、「接待」とは、風営法第2条1項3号で「飲笑的雰囲気醸し出す方法により、客をもてなすこと」と定義されており、具体的には警察庁の通知で示されているところ、ご指摘の例は「接待」にあたり、外食業分野の特定技能外国人を受け入れる場合は、分野別運用方針において明示的に「接待」を禁止していることから、認められないこととしています。このように、「接客」と「接待」の区別は、微妙・曖昧なものではなく、明確に区別されているものと考えています。 (参考) 「接待」とは、風営法第2条第3項において、「飲笑的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと」と定義されており、警察庁の通達により、以下の行為が例示されています。 ○談笑・お酌等:特定少数の客の近くにはべり、継続して、談笑の相手となったり、酒等の飲食物を提供したりする行為。 ○ショー等:特定少数の客に対して、専らその客の用に供している客室又は客室内の区画された場所において、ショー、歌舞音曲等を見せ、又は聴かせる行為。 ○歌唱等:特定少数の客の近くにはべり、その客に対し歌うことを勧奨し、若しくはその客の歌に手拍子をとり、拍手をし、若しくは要めはやす行為又は客と一緒に歌う行為。 など そして、今回の改正に伴い、制度が悪用され「接待」をさせることのないよう、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を提供するとともに、法令順守の啓発を行うことを目的に、農林水産省が設置・運営している食品産業特定技能協議会において、次のような体制強化を検討しているところです。 ①風営法の許可を受けた旅館・ホテル(受入機関)の入会に当たり、「接待」をさせないことの誓約書の提出や業務内容の精査 ②今回要望のあった旅館・ホテルの業界団体を運営委員とし、当該団体の会員に対する法令順守の啓発や人権上の問題への対応などの実施を徹底させる ③各種法令・誓約内容に違反が認められた場合の迅速な除名・公表 ④特定技能外国人からの相談体制の整備 なお、業界団体によれば、旅館・ホテルの宴会場等において、配膳等の「接客」を行うのは通常仲居さんであり、このような者による「接待」が行われることはないとのことであるため、今後、外食業の特定技能外国人を受け入れたとしても、常時、日本人を含む複数の従業員が外食業業務に従事する中で、特定技能外国人に限って「接待」の危険性が高まるとの理由は見いだせないものと考えています。
11		【修正案なし】	介護においては訪問系サービスへの従事、外食業分野においては、風営法の許可を受けた旅館、ホテルにおける就労を認める案となっているところ、これらの従事、及び就労範囲の拡大における受入れ見込数との関係はどのように考えればよいか。いずれも一定程度のニーズがある中での追加となることから、需給バランスに対して一定程度の影響を与えることが見込まれる。	是川委員	令和6年度から5年間の外食業の受入見込数は5万3,000人ですが、令和6年9月時点の外食業の特定技能1号外国人数は、2万3,913人で、受入れ見込数は、余裕がある状況です。 また、受入れ見込数の算出において利用している、総務省の「サービス産業動向調査」によれば、宿泊業・飲食サービス業のうち宿泊業の従事者数は14%に当たる70万5,500人です。飲食を提供する業務に従事する者の数を宿泊業の従事者数から切り分けて算出することは困難ですが、宿泊業の従事者のうちの一部が飲食を提供する業務に従事する者であり、今回の改正にかかる風営法の許可を受けた旅館・ホテルにおいて飲食を提供する業務に従事する者はさらにその一部であるため、今後の改正による受入れ見込数の変更は必要ないと考えています。